

和歌山県高圧ガス容器保安対策指針

和歌山県高圧ガス協議会
和歌山県高圧ガス地域防災協議会
一般社団法人 和歌山県LPガス協会
(監修)和歌山県危機管理・消防課

1 指針を制定する目的

この指針は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）（以下「法」という。）の目的に基づき、高圧ガス供給事業者及び消費事業者並びに関係団体が、高圧ガス容器の適正な管理及び消費の安全に関する自主的な保安活動を促進することにより、災害・事故及び高圧ガス容器の盗難・紛失・放置の発生を防止することを目的とする。

2 指針の対象

この指針は、高圧ガス容器（法第41条に規定する容器で、内容積1リットル以上のものをいう。以下「容器」という。）により高圧ガスを供給する事業者（以下「供給事業者」という。）及びこれを消費する事業者を対象とする。

3 用語の定義

（1）供給事業者

和歌山県内の消費事業者に高圧ガスを販売する製造事業者及び販売事業者（伝票販売事業者を含む。）をいう。

（2）伝票販売事業者

直接容器を取り扱わず、他の高圧ガス供給事業者と容器の納入を取引する販売事業者をいう。

（3）消費事業者

容器に充填された高圧ガスを、和歌山県内において消費して事業活動を行う者をいう。

（4）放置容器

現に所有者又は使用者が管理していない状態（不明な容器）にある容器をいう。

（5）関係団体

和歌山県内の高圧ガス保安団体で、以下の団体をいう。

- ・和歌山県高圧ガス協議会
- ・和歌山県高圧ガス地域防災協議会
- ・一般社団法人 和歌山県LPガス協会

4 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は法の規定を遵守するほか次の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 容器の充填日について、再検査期限内にあることを確認するとともに、一般複合容器については、使用可能期限も確認するようにし、自主的に容器の保安管理に努める。
- (2) 容器の受け入れ及び引き渡しに関する容器管理台帳を作成し、自社が取り扱う容器の所在の管理を徹底する。
- (3) 一般複合容器の使用期限を適切に把握し、消費事業者先で使用期限を超過することがないよう管理を徹底する。
- (4) 容器は容器置場に適切に保管し、軒先に置いた状態や車両に積載した状態にしておかないよう適正に管理する。
- (5) 消費事業者に対し、1年に1回以上管理状況を確認のうえ、保安台帳に記入するとともに、容器の適正な取り扱いについて遵守されるように助言・啓発を行う。
- (6) 消費事業者から使用済み容器の回収の依頼があった場合は、自社が取り扱う容器以外の容器であっても原則として回収する。
- (7) 伝票販売事業者は、容器を直接取り扱う供給事業者との間で、容器の管理責任の主体を明確化するための取り決めをあらかじめ文書で定める。
- (8) 消費事業者に容器を引き渡す際には、供給する高圧ガスを安全に消費するための適切な保安情報を提供する。
- (9) 消費事業者との間で容器の保安確保に関する項目（容器の設置・据え付け方法、容器の回収方法等）について、あらかじめ取り決めた契約等に基づき保安管理を行い、原則として1年以内に容器を回収する。
- (10) 関係団体への加入等により、高圧ガスを安全に消費するための適切な情報及び保安に関する最新の情報を効率的に入手するよう努め、消費事業者に対して当該情報を提供するとともに、自社の従業員に対して保安に関する教育を通じて周知徹底する。
- (11) 法第36条各項又は第63条各項に基づく措置を速やかに行うため、関係機関に対する高圧ガス事故発生時における連絡体制をあらかじめ定め、関係機関に周知して情報共有を図るとともに、自社の従業員に対して保安に関する教育を通じて周知徹底する。

5 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は、法の規定を遵守するほか、次の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 法第15条第1項の基準に基づく高圧ガスの貯蔵を行う。

- (2) 法第 24 条の 5 (その他消費の技術上の基準) に基づく高圧ガスの消費を行う。
- (3) 容器の管理責任者又はこれに代わる権限を有する者は、容器の受け払いに関する容器管理台帳を作成し、容器の所在の管理を徹底する。また、社外に持ち出す容器がある場合は、容器の持ち出しに関する内容を容器管理台帳に記載し、容器の所在の管理を徹底する。
- (4) 容器の管理責任者又はこれに代わる権限を有する者は、供給業者から容器を受け入れたときは、一般複合容器については使用可能期限及び再検査期限、一般継目なし容器及び溶接容器等については再検査期限を確認し、容器管理台帳に記載するものとする。
- (5) 容器の管理責任者又はこれに代わる権限を有する者は、受け入れた一般複合容器の使用可能期限を超過しないよう管理する。
- (6) 容器の管理責任者又はこれに代わる権限を有する者は、作業開始時、作業終了時のほか、1日に1回以上容器及び付属設備(配管、ホース、調整器等)の保安状況を確認する。供給事業者から高圧ガスを安全に消費するための適切な情報及び保安に関する最新の情報の提供を受けた場合には、社内で情報共有し、従業員に対して保安に関する教育を通じて周知徹底する。
- (7) 供給事業者から消費場所における容器の管理状況及び保安状況について助言を受けた際には、安全確保のため改善措置をとる。
- (8) 容器は、一定の容器置場に存置し、容器の管理を徹底する。
- (9) 使用済み容器は、速やかに供給事業者に戻却する。また、使用中の容器であっても、原則として1年以上同じ容器を継続して使用しない。
- (10) 使用中の容器は、1年に1回以上供給事業者とともに管理状況及び保安状況について点検を行う。
- (11) 容器を紛失し、又は盗難にあった場合には、速やかに行政機関に通報するとともに供給事業者に連絡する。
- (12) 使用中の容器の再検査期限が経過した場合には、供給事業者が行う容器再検査に協力する。
- (13) 消費事業者が所有する容器が不要になった場合には、速やかに供給事業者に連絡のうえ、廃棄処分を依頼する。
- (14) 高圧ガス事故発生時には、法第 36 条に基づく応急措置及び関係機関に対する法第 63 条に基づく速やかな通報義務が極めて重要であることを社内で共有し、従業員に対して保安に関する教育を通じて周知徹底する。

6 容器の所有者がとるべき措置

容器の所有者は、次の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 所有容器の容器番号、製造年月及び検査年月その他必要な事項を記載した容器台帳を作成する。
- (2) 一般複合容器の使用期限を超過しないよう適切に管理する。
- (3) 検査期限切れ容器に充填依頼することのないよう容器再検査期限を適切に管理する。

7 関係団体がとるべき措置

関係団体は、次の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 容器の適正な取り扱いについて加入企業及び消費事業者に対して周知・啓発を行う。
- (2) 放置容器を発見した際に速やかに関係機関に通報できる連絡体制を整備する。
- (3) 高圧ガスを安全に消費するための適切な情報及び保安に関する最新情報を入手し、加入企業及び消費事業者に対して情報提供を行う。
- (4) 放置容器の回収を円滑に行うため、回収した容器は速やかに容器所有者に返却する措置をとる。

(付則) この指針は令和3年5月1日運用開始とする。